

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成31年 2月27日 |
| 【会社名】 | 株式会社ソフトフロントホールディングス |
| 【英訳名】 | Softfront Holdings |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 平野井 順一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区永田町二丁目17番3号 |
| 【電話番号】 | 代表 03(6550)9270 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員コーポレート部門統括担当 五十嵐 達哉 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区永田町二丁目17番3号 |
| 【電話番号】 | 代表 03(6550)9270 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員コーポレート部門統括担当 五十嵐 達哉 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成31年2月26日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成31年2月26日

(2) 当該決議事項の内容

議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

繰越利益剰余金の欠損を補填し、今後の効率的な経営の推進及び財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充たいたします。

なお、本議案は貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額及び発行済株式総数の変動はないことから、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

資本金の額の減少の内容

1) 減少する資本金の額

5,056,605,875円（ただし、第10回新株予約権507個、第11回新株予約権572個、第12回新株予約権9,340個及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債70,000,000円（以下、総称して「本件新株予約権」といいます。）の全部又は一部が平成31年1月1日から平成31年3月28日までの期間（以下「本件期間」といいます。）に行使されなかった場合は、当該行使されなかった新株予約権が行使されたならば増加すべき資本金の額を控除した金額）をその他資本剰余金に振り替えます。

2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成31年3月29日

資本準備金の額の減少の内容

1) 減少する資本準備金の額

4,926,584,623円（ただし、本件新株予約権の全部又は一部が本件期間に行使されなかった場合は、当該行使されなかった新株予約権が行使されたならば増加すべき資本準備金の額を控除した金額）をその他資本剰余金に振り替えます。

2) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成31年3月29日

剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金7,932,728,457円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充たいたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|--------------------------------------|---------|-------|-------|------|----------------|
| 議案 資本金及び資本準備金の額の減少 並びに剰余金の処分の件 | 146,025 | 3,356 | - | （注）1 | 可決 94.68 |

（注）1．可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権（252,902個）の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2．出席議決権数は、平成31年2月25日午後5時15分までの議決権行使書（インターネットによる行使を含む）による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計であります。

3．賛成割合の計算方法は、出席議決権数に対して、賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

平成31年2月25日午後5時15分までの議決権行使書（インターネットによる行使を含む）による事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上